

平成24年度 第2回長崎地域福祉有償運送運営協議会

議 事 録

事務局

すみません、お待たせしました。定刻を過ぎておりますので、ただいまから、平成24年度第2回長崎地域福祉有償運送運営協議会を開催いたします。本日はお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

協議会を開催するにあたりまして、その前に、運営協議会委員であり、福祉有償運送事業者でもありました、浦上の丘の岩永義美様が、昨年、お亡くなりになりました。まず会をはじめます前に、故人を悼みまして、ここで、1分間の黙祷を行いたいと思います。皆様、ご起立をお願い致します。

(全員起立)

それでは、黙祷。(1分間)

(黙祷、終了)

皆様、ご着席ください。

それでは、まず始めに、長崎市介護保険課長の松本がご挨拶申し上げます。

課長

皆様こんにちは。介護保険課長の松本でございます。

委員の皆様におかれましては、大変ご多用の中にご出席を頂き、誠にありがとうございます。本日は平成24年度第2回目の運営協議会の開催となります。今回の協議会では次第でございますように、今年度の上半期における3団体から提出された実績報告と、恵仁会さんの更新申請につきまして、ご協議をお願いするものでございます。どうぞ皆様から忌憚なきご意見を賜りますようお願いいたします。本日はよろしく願いいたします。

事務局

それでは、このたび、異動により委員1名の変更がっておりますので、ご紹介させていただきます。お名前を読み上げますので、恐れ入りますが、その場でご起立をお願いいたします。

長崎県タクシー労働組合書記長 龍美委員でございます。

なお、新たな名簿を資料①の4ページに掲載しておりますが、運送事業者代表の「浦上の丘」さんにつきましては、本日は欠席ということになっております。

また、花田委員につきましては、所用のため本日は欠席となっておりますが、副会長の平田様に代理としてお越しいただいておりますので、ご報告いたします。

事務局

次に協議会の定足数についてご報告いたします。

本日の協議会につきましては、田中委員、藤本委員は、今この場におりませんが、ただいまこちらに向かっておりますので、委員20名のうち、18名が出席ということになっております。長崎地域福祉有償運送運営協議会設置要綱第7条第2項に規定する過半数に達しておりますので、本日の協議会は成立しますことをご報告申し上げます。

続きまして、会議及び会議録の公開についてお諮りします。この運営協議会は傍聴の

申し出があった場合は傍聴を認めております。本日は2名の方にお越しいただいております。ほほえみながさきの大平様と大上様にお越しいただいております。また、事業者として、恵仁会より村井様に今の時点からお越しいただいております。会議録につきましても、第1回運営協議会同様、議事に入りましたら、委員名を A 委員、B 委員等と表記したうえで、後日ホームページで公開することとさせていただきたいと存じますがよろしいでしょうか。

事務局

(異議無し)

有難うございます。ご異議無いようですので、これまでと同じく、公開とさせていただきます。

次に本日の配付資料について確認いたします。

お手元に6種類の資料を配付いたしております。A4縦で1枚ものの「次第」及び「座席表」。そして、冊子となっております「資料①」、次に「別冊資料①」及び「別冊資料②」、最後に設置要綱と指針を一緒に配布させて頂いております。お手元にあることをまずはご確認ください。もし無いようでしたら、おっしゃっていただいたら余部はありますので。

なお、別冊資料①及び②につきましては、以前と同様に本協議会終了後に回収することとしておりますので、協議会終了後は、自席に置いたまま御退席ください。

それでは、議事に移りたいと思います。ここからの進行につきましては、杉山会長さんをお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

会長

皆様こんにちは。会長を仰せつかっております。長崎大学の杉山でございます。よろしくをお願いいたします。本日は平成24年度、第2回運営協議会でございます。皆様方大変お忙しい中、ご参集いただきまして、誠に有難うございます。どうぞ、皆さん、活発なご議論をいただきますようどうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、報告事項であります「平成24年度上半期における福祉有償運送実績報告について」となります。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

はい。それでは、資料①及び別冊資料①に基づいて説明を行います。

まず、資料①の1ページをご覧ください。資料①の1ページの方には、各事業所の23年度下半期と24年度上半期の会員数の推移及び輸送実績一覧を掲載しております。ほほえみながさきさんであれば、登録申請時の会員数は58名ですが平成24年9月現在で38名となっております。次に浦上の丘さんですが、登録申請時は、18名で、平成24年9月現在では、61名となっております。最後に、恵仁会さんですが、登録申請時は、12名でしたが、現在は、15名となっております。ちなみに、各事業所の登録会員数に対する運送実績数の割合というものをこちらで確認しておりますが、ほほえみながさきさんが、約5割、浦上の丘さんは、約6割、最後に恵仁会さんの場合は、4割となっております。次に、

2ページをご覧ください。2ページには、各事業所の運送回数と対価等の推移を掲載しております。表の見方としましては、年月、各事業所の運送回数、運送の対価にかかる収入、対価以外の収入の順になっております。上段に23年度の下半期、下段に24年度の上半期の数値を載せております。次に別冊資料①をご覧ください。別冊資料①のほうに、運送者ごとに提出いただいた書類を添付しております。まず、ほほえみながさきさんについてですが、1ページ目は、平成24年度上半期の実績報告書です。記載内容ですが、運送用の自動車数は22両、うち軽自動車は9両。旅客数は、38人、輸送実績及び会員数は下段記載のとおりとなっております。事故、苦情件数は0件です。2ページから3ページには旅客の名簿が掲載されております。今年度上半期に新たに登録された方につきましては、3ページに掲載されているNo.31の方から下の8名の方となっております。4ページからはその8名の方々の身体等状況票のほうをつけさせていただいております。4ページの上段の方は、72歳の方で、人工透析のための通院が利用目的となっており、歩行困難の方です。下段の方は、58歳の方で、同じく人工透析のための通院で、歩行困難の方で杖歩行の方ということです。5ページをご覧ください。上段の方は、59歳の方で、車椅子による移動が必要であることと、人工透析のための通院が利用目的ということです。下段の方は、53歳の方で、人工透析のための通院が利用目的となっております。6ページをご覧ください。上段の78歳の方につきましては、人工透析のための通院が目的の方で、歩行困難な方とのことです。下段は、68才の方で、人工透析による通院が目的です。最後に7ページをご覧ください。上段の方は、51歳で、車椅子を必要とする状況で、通院、リハビリが目的です。下段の方は、84歳の方で、人工透析を必要とする歩行困難な方とのことです。皆さん身体障害者手帳をお持ちの方です。8ページに掲載しております、8ページの方をご覧くださいと、そちらに運行管理体制の責任者などの情報は、変更はございません。

続きまして、浦上の丘さんについてですが、9ページに実績報告書を掲載しております。自動車数は、3両で、うち軽自動車は2両です。旅客数は、61人です。輸送実績及び会員数は以下の通りとなっております。事故及び苦情件数は、0件です。旅客の名簿が10ページから13ページに掲載しておりますが、そのうち12ページのNo.50から今年度上半期に新たに登録された12名の方が掲載されております。14ページからはその12名の方の身体等状況票を載せております。それでは、14ページより順をおって見ていただきます。14ページの上段は、No.50の方です。72歳の、要介護2の方で、自宅が2階にあり、玄関前から約15段の階段があり、外出時は、車椅子を利用することもありまして、転倒の危険性がある、そのことにより介助員による対応が必要とのことです。下段の方は、No.51の方です。89歳の要介護3の方で、外出時は、押し車か杖歩行で、転倒の危険性があることから介助員の対応を必要としているとのことです。続きまして、15ページの上段の方は、71歳の、要介護2の方です。外出時は、杖歩行です。下段の方は、85歳の、要介護1の方で、屋内及び外出時は車椅子を使用し、介助員を必要とします。次に16ページ

をご覧ください。まず16ページの上段です。92歳の要介護3の方です。外出時は、杖と車椅子使用とのことで、移動に介助員を必要とするとのことです。下段の方は、72歳の要介護2の方です。自宅内及び外出時は杖歩行で、ふらつきがあるということで、介助員を必要とします。つづきまして、17ページをご覧ください。17ページの上段の方は、83歳の要介護1の方です。玄関前には約10段の階段があり、階段の昇降に注意しながら、介助員が対応するとのことです。下段の方につきましては、69歳の要支援2の方で、この方は要支援2の方で、慢性腎不全などの病状で、人工透析を受けた際に、ふらつくことがあるので介助員が対応を行なう必要があるとのことです。次に18ページの上段をご覧ください。18ページの上段です。87歳の要介護1の方で、外出時は、杖歩行で、ふらつきがあるため、介助員が対応を行なうとのことです。下段の方は、80歳の要介護1の方で、移動途中に、約15段の階段があり、外出時は杖と車椅子を使用することから、介助員が対応するとのことです。次に、19ページをご覧ください。19ページの上段の方は、89歳の要介護1の方で、立位保持が困難な方で、外出時は、車椅子を利用する、そのことによりまして、介助員が対応するとのことです。下段の方は、83歳の要支援2の方で、認知症の傾向があり、膝関節症により外出時は、杖歩行の方で、ふらつくことがあるので、手引きにより転倒に注意しながら介助員が対応を行うとのことです。今、ご紹介しました方々は、目的は全員、通院です。続きまして、20ページをご覧ください。運行管理体制につきましては、12月時点で、こちらの事務局のほうに提出いただいておりますので、岩永義美様のお名前が掲載されたものをそのまま載せております。今後のことにつきましては、代表者は、ご子息の岩永武士さんに変更になると事務局のほうで確認しております。すでに、理事会の承認を受けており、現在、手続中ということまで確認しております。

続きまして恵仁会さんにつきましてご説明いたします。21ページの実績報告書をご覧ください。自動車数は、3両で、うち軽自動車は3両です。旅客数は15人です。輸送実績及び会員数は以下記載の通りとなっております。事故、苦情件数は0件です。旅客の名簿は、22ページに掲載しております。今年度の上半期において新たに1名の方が登録されています。23ページにはその1名の方の身体等状況票を載せております。84歳の要介護2の方で、玄関から道路まで10mほどの坂道と22段の階段があり、室外は杖歩行で、手引き等による介助を行う必要があるとのことです。利用目的は通院となっております。24ページの運行管理体制等の情報は変更はございません。

なお、運転者の資格及び旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害賠償については、運送者から提出された運転者台帳や保険証券の写しにつきまして既に事務局で確認を行っておりますので、書類の添付は省略のほうをさせていただいております。特に問題はございませんでした。

ほほえみながささんの保険内容については別添となっておりますが、それにつきましては保険内容が多岐にわたっており無制限であったり、1000万円であったり多岐に渡っております。内容については、事務局で確認させていただいております。条件であります

対人、対物は皆さん加入されていることを聞き取りを含めまして確認させて頂いております。以上です。

会長 有難うございました。ただいまの事務局からの説明について、質問、意見等ありませんか。

まあ、今回、増えた会員につきまして、かなり詳しい説明がありましたがいかがでしょうか。まあ、それぞれいろいろな状況があるということですが。

(意見なし)

会長 よろしいですか。

(異議なし)

それでは、次に、登録の有効期間満了に伴う更新申請について、ご協議いただきたいと思っております。

今回は、恵仁会さんの更新が協議される予定となっております。恵仁会の担当の方は、事業者説明席に移動していただきたいと思っております。説明を求められた際は、随時、説明を行っていただきます。また、合意するか否かの協議の時間帯につきましては、退室していただくこととなっております。

会長 それでは、事務局から、説明をお願いします。

事務局 はい、それでは説明いたします。まず、協議会資料①の3ページをご覧ください。よろしいでしょうか。別冊資料①と協議会資料①とありますが、協議会資料①のほうをご覧ください。よろしくお願いいたします。更新申請に関する資料につきましては、別冊資料②のほうに書類はまとめておりますが、資料が多くなっておりますので、主要な点について、協議会資料①の3ページにまとめております。ご覧のとおり、前回の更新時につきましても載せさせていただいておりますが、前回の更新時と違う点は、会員数のみで、旅客から収受する対価や旅客の範囲について変更はございません。

続きまして、詳細が載っております別冊資料②をご覧ください。協議会資料①につきましてはあわせてご覧いただきますようお願い致します。簡略的なものが協議会資料①に載っております。別冊資料②につきましては、表紙を1枚めくっていただきますと、提出書類の一覧表を付けております。こちらが全部で55ページの資料となっております。そこに載せております資料について順をおって説明しますと1ページが、協議会会長あての協議申請書となっております。2ページから3ページにつきましては登録申請の写しです。4ページから11ページにつきましては定款のほうが載っております。12ページから13ページにつきましては、履歴事項全部証明書の写しを載せております。14ページにつきましては役員名簿です。15ページにつきましては、「いわゆる欠格事由に該当しない旨を証する書類」として、宣誓書のほうを提出頂いております。次に16ページは、「運営協議会に

において協議が調ったことを証する書類」をつけておりますが、こちらは、この協議会において認められましたら後ほど、共宰であります長崎市、時津町、長与町の市長、町長様の印を頂きまして事業者の方にお渡しすることとなっております。参考までに55ページのほうに調った場合のものが載っております。これは、今回の恵仁会さんの内容を示す書類としてつけさせて頂いておりますが、これが前回の22年の時にお出した書類となっております。下の方をご覧くださいと共宰となっておりますので、長崎市長、時津町長、長与町長の公印を押していただいたものを書類として事業所のほうにお出しすることとなっております。これを持ちまして、運輸局の方に提出する書類ということになっております。次に、17ページから22ページをご覧ください。17ページから22ページにつきましては、「自家用有償旅客運送自動車についての使用権限を証する書類」として、自動車共済証書と車検証を添付しております。

こちらのほうで、契約明細書をご覧くださいと恵仁会さんということで契約がなされております。自動車共済証書と車検証を22ページまで添付しております。次に、23ページから39ページには、運転者に関する書類が添付されております。免許証とそれぞれに必要なとされる修了証を添付しております。また乗務員として介護福祉士等の資格を所有していることを示す書類を添付いただいております。続きまして、40ページから41ページには、運行管理の責任者の就任承諾書と安全運転管理者の証がございます。42ページには、運行管理の体制等を記載した書類があり、43ページには、「旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じていることを証する書面」として、宣誓書の形で提出いただいております。対人、対物ともに無制限ということで、宣誓書の方を添付書類ということで提出いただいております。次に、44ページから45ページにつきましては、現在まで登録されている方ということで、旅客名簿を提出いただいております。45ページの方がそれぞれの方の内容を示しております。次に46ページに前回の九州運輸局長崎運輸支局の方から登録されたということで自家用有償旅客運送者登録証の写しを頂いております。こちらが前回認められたということの証です。47ページから54ページには、現在登録されている会員の身体等状況票がございます。これは、以前の方含めて新しい方含めて載せております。最後に、「旅客から収受する対価を記載した書類」として、前回更新時の「運営協議会において協議が調ったことを証する書類」先ほど55ページということでご紹介しました書類を資料として添付されております。こちらによれば、協議会資料の①の3ページをご覧くださいと、前回と今回と内容について変更するところはございません。

資料の説明は以上です。

会 長

はい、ありがとうございました。事務局に説明していただきましたが、委員の皆様から何か質問はございませんでしょうか。

A 委員 はい。

会 長 はい、A 委員さんお願いします。

A 委員 待機料金についてですが、30 分以上の場合に待機料金が設定されていますが、これは、例えば、1 時間になっても、同じ 500 円なのか、時間制限を設けてないのか、お聞きしたいと思います。

会 長 事務局の方からお願いします。

事務局 その件については、以前ここで、協議した内容でございますので、事務局のほうからお答えして、そして、事業者のほうからそれについて、異論等がございましたら、補足をお願いしたいと思います。500 円以上につきましては、30 分以上で、500 円ということです。かつ、この 500 円は上限であるというここでの協議が行われたというふうに確認をしております。以上です。

会 長 A 委員よろしいでしょうか。

事務局 制限無しということですか。

事務局 30 分以上はですね。

会 長 はい、有難うございます。その他何かご質問等ございませんでしょうか。

A 委員 じゃあ、もう一つ。

会 長 はい、A 委員、お願いします。

A 委員 待機する場合に、駐車料金が発生する場合には、この待機料金に駐車場代は含まれているのでしょうか、それとも、別途として発生するのでしょうか。いろいろな形があると思いますが、駐車場で待機した場合にどうなるのか、ちょっとお尋ねします。

会 長 事務局のほう、いかがでしょうか。

事務局 ちょっと記録をですね、全部持ってきていないので、分からないですけども、ちょっと、私の記憶にですね、駐車場のことについて記憶はございません。実際どうされているか、

事業者のほうからお聞きしたいと思います。

会長 恵仁会さんのほうから、お答え頂けますでしょうか。

事業者 今現在も、利用者は、登録人数もご覧のように少ないものですから、実費という形態でもらっておりません。利用者の方が固定されておりますので、駐車料金をもらっているという状況はございません。

会長 はい、有難うございます。そういうことで、確認頂けましたでしょうか。実態は、そういうことです。実際に、今後も、そういう形で進めるということによろしいでしょうか。よろしいですか。駐車料金は頂かないということで。

事業者 基本的に、東長崎中心に利用者が多いですから、駐車場がほとんど無いんですよ。

会長 そういう事情があるわけですね。

事務局 あの、ガイドラインをですね、詳細に見ないと分からないんですけども、実費は徴収可能ではなかったかと、記憶しておりますけれども、これについては、運輸局さんと協議させて頂いて、規定上、どうなっているかということをまず確認したいと思います。それでよろしいでしょうかね。

会長 A 委員、よろしいですか。

A 委員 はい。

会長 確かに、状況によって異なってくると思うんですよね。規定があるかもしれませんが、その点を確認していくということによろしいですか。

A 委員 はい。

会長 その他、ご質問等ございませんか。基本的には、前回の登録と変わっていないということです。会員数が少し減ったということですね。よろしいですか。

A 委員 じゃあ、もう一件いいですか。

会長 じゃあ、A 委員。

A 委員 旅客の範囲で、イは障害者手帳をお持ちの方で、ロは要介護者、ハは要支援者で、ニのその他肢体不自由の方については、利用が無いようですが、ハの要支援者については、事務局で確認して、必要があるかどうか確認をとらないといけないことになっています。見てみると、3 名いるようですが、その点については、事務局で確認していますか。

会長 事務局、よろしいでしょうか。

事務局 今、A 委員がおっしゃられた通り、イ、ロ、ハ、ニのハ、ニについては、確認のほうは、十分に行うということは、これまで通りだったと思います。今、3 名、いや、4 名いますが、この方については、報告時及び登録時に、その都度、身体等状況票を使って、説明をして承認を頂いているというふうな状況でございます。

会長 はい、有難うございます。A 委員、よろしいでしょうか。

A 委員 はい。

会長 その他、よろしいでしょうか。

会長 それでは、ご質問も無いようですので、これより合意について協議したいと考えます。事業者の方は、一時、退室をお願いします。よろしいでしょうか。

(事業者退室)

会長 それでは、恵仁会さんから提出して頂きました更新申請について、意見をお伺いしたいと思えます。いかがでしょうか。

A 委員 ちよつと、いいでしょうか。

会長 どうぞ、A 委員、お願いします。

A 委員 料金は、必ず明示しなければいけないということになってはいますが、先程言いました駐車料金について明示がされるのか。駐車料金は待機料金に含まれるのかそういうふうなことなのかお聞きしたいのですが。

事務局 それは、恵仁会さんのことということでよろしいでしょうか。

A 委員 そうです。先程、駐車料金について、聞いたときには、駐車場では無い別のところで待

機して、駐車料金は発生しないということでしたが、今後、駐車場で待たないと、運送が来ないというケースが出た場合にどうするのか。駐車場代は別途必要となりますよと言うのか、それとも待機料金に含まれるというのか、明示していないとトラブルになるんじゃないかなというところで、皆さんどう思われるのかなということ、この件について運営協議会で決めていく事項かなと思いますが。

会長　　まず、今、A 委員からご指摘がありましたけれども、料金体系についてははっきりとしたほうがいいんじゃないかと、明示しなくても良いのかというふうな問いかけでございます。発生するのは駐車料金ぐらいになりますよね。その他、発生するというのはそのへんどうなんでしょうかね。

A 委員　　駐車料金は、待機料金に入りますよということなのか。

会長　　それをはっきり明示した方がよいのかということですね。

B 委員　　はい。

会長　　はい、B 委員。

B 委員　　今の話です、私はですね、基本的には、受益者負担ということで、その他は、ケースバイケースで受益者と事業者のことかと思えます。というのは、高速を使うとか、バイパスを使うとかいうケースが出てこないとも限らないわけですから、そのことを考えると受益者負担と明記して、それから先は、利用者と業者との話で、基本的には受益者負担で良いのではないかなと思います。

会長　　事務局の方からお願いします。

事務局　　事務局のほうからこの件について、一言意見を言わせて頂きます。対価については、協議を調うことが必要だと、要するにここで合意することが必要だということが前提でございますので、対価以外の対価であったとしても、ここでの協議を調うと、ここでの確認が必要だと、まず、認識しておりますので駐車場料金のことについては確認がいます。ただ、駐車場の料金について、恵仁会さんについては、ここで確認はしていないということです。それともう一つ、待機料金というのはあくまで、待機料金なので、これにお客を待つというような注釈は必要ないと、あくまで、待機料金であって、駐車場料金とは異なるというふうなことで確認をしております。それでよろしいでしょうか。

- 会長 もう少し、具体的にお願いします。
- 事務局 待機料金には、駐車場料金は含んでいないということです。駐車場料金をとるかとないかは、実費は、取ってもいいという考え方もありますが、実費は、徴収していいということについて、運輸局さんと協議をしていませんので、事務局としてどうするというは、ここでは表明できないということで、後日、これについては、お諮りしたいと、もし、そういう駐車場料金を必要だという事業者が出てくればですね、駐車場料金に対する皆さんの確認の協議が必要と認識しております。
- 会長 はい、有難うございます。先程、B 委員の意見の中で出たんですけれども、高速を使う場合とか、バイパスを使うという場合はどうなのかという話も出てくるかもしれませんね。それは、恵仁会さんの話とは切り離して、更新申請とは切り離して、全体として議論した方がいいのかもしれませんね。駐車場料金についても同じような取扱いをした方がよいと思いますが、いかがですか。
- よろしいですかね。ちょっとそのあたりについて、協議会で確認したいと思いますけれども、次回、恵仁会さんだけの話ではなくて、全体のこととして確認をとりたいと思いますがよろしいですかね。
- (異議無し)
- 会長 はい、有難うございます。
- C 委員 先程の駐車料金の関係ですが、障害をもっているかたの家族が、自家用車で障害のある人を送迎する為に駐車するときに、公安委員会が駐車禁止区域の除外の許可書をくれるんじゃないかなと思うんですけど、A 先生お使いになつてらっしゃいますか。
- A 委員 それはですね、説明しますと、法定の駐車禁止場所では通用しない。ただ、公安委員会が指定している駐車禁止の場所だったら、駐車禁止にならないんですね。というのは、発行しているのが公安委員会が、発行しています。そのために、法定の駐車禁止場所では、駐車違反になります。あくまでも公安委員会が指定したところだけ有効ということなので、都市部の中心地では無いです。
- C 委員 許可書はもらえるでしょ。
- A 委員 もらえます。
- C 委員 そしたら、駐車場があいていなくても、公安委員会が指定したところに止めればいいのか、そしたら、そのような方法が出来ないのかということなんです。

A 委員 それは、出来ると思いますが、広い場所ならいいのですが、公安委員会が指定したところは、出来ますが、法定の場所は出来ないんです。そういうところに止めているときには、利用者さんも、病院の近くじゃないと、何百メートルも歩いて、駐車場のところまでは、利用者さんも歩いてこれないわけです。そういう時に、駐車場に止めることが出てくるのではないかということです。

C 委員 法定場所で止められなくても、公安委員会の指定場所で止めることが出来ないのかということですか。

A 委員 出来ます。

C 委員 そしたら、事務局にお願いして、長崎警察署、浦上警察署、稲佐警察署に、お願いしてもらって、許可書ももらって、止めるというのも一つの方法だと思うんですが、どうですか。

A 委員 私は、待機料金の中に、駐車料金を含むのかどうかなど、トラブルになるのではということで、運営協議会で諮ったらどうかと提案したわけです。

副会長 Aさんよろしいでしょうか。おっしゃっているように料金については明示するようになっていますが、今、おっしゃっているような駐車場料金とか高速料金とかバイパス料金というのが、料金という言い方は出来ないと思いますので、先程おっしゃったように、この協議会の中で、駐車場料金、高速料金について審議する、しないは、別の問題なので、駐車料金や高速料金が、料金にあたるかということそれは、該当しないと思いますので、それと市のタクシー協会からもありましたように、公安委員会が指定しているところは、まず、事務局の方で、選定していただければいいと思うんですけども、患者の方が、治療を終わってから、その駐車場まで行くということは無いかなど、患者さんたちは駐車場まで歩かなくても、お客様から連絡を頂いて最寄りのところまで、迎えにいけば、あまり、お客様の負担にはならないのかなと思いますので、そういったことも含めて、駐車場の話は、今、現段階では、恵仁会さんは、取らないとおっしゃってますのでこの協議会の合意とせずに、取ることが無いようにとの念押しをしていただいて、この協議会で話し合いとするのか、それとも文章協議をもってするのか、皆様のご意見で決めていただければと思います。

会長 はい、有難うございます。ですから、先程、申しましたように駐車場の問題とか、あるいは、有料道路の問題とか、別の機会に話し合います。一般的な問題として協議しましょう。それではですね、今、問題となっているのは、恵仁会さんの更新申請に対して、この協議会の中で、合意するかどうかということでございます。合意するという事によろしいでしょ

うか。

全員 はい。

会長 はい、有難うございます。それでは、恵仁会さんが出されました更新申請について、合意するということをお願いしたいと思います。よろしいですか。

事務局 はい。

会長 それでは、事務局の方にお返ししましょうかね。

(恵仁会入室)

事務局 恵仁会さんのほうにもお入りいただきましたので、合意内容について、再度、確認の方をさせて頂きたいんですけども、別冊資料②のほうで示しております、55 ページのところですけども、この内容の中で、先程も、話題になりました駐車料金のことについてなんですけれども、恵仁会さんのほうに再度確認いたします。待機料金のところですが、駐車場代は取らないということでよかったですよね。この待機料金には含んでいないということでよかったですか。

事業者 そうです。

事務局 それではですね、先程委員の皆様にご協議頂きまして、合意に至りましたので、恵仁会さんのほうには、その内容でお伝えいたします。また後ほど書類の方はお送りいたしますので、よろしく願いいたします。今日は、有難うございました。

それでは、長時間のご協議、どうもご苦勞様でした。有難うございました。次回の日程につきましては、例年通り、今年の7月頃を予定しております。半年毎の定期報告を予定しております。また先程、駐車料金そういったことにつきましてもお話がありましたけれどもまた改めてですね、7月の協議会の時に、その件につきまして、議題とするか含めまして、改めて、次回の協議会のご通知の時にお知らせしたいと思っております。それでは7月の日程につきましては会長と協議の上で決めさせていただきたいと思っております。今日は有難うございました。